



平成 21 年 4 月 27 日

各 位

株式会社マーベラスエンターテイメント
代表取締役社長 中山 晴 喜
(コード番号：7844 東証第二部)
問 合 せ 先
執 行 役 員 中 山 郁 伸
電 話 番 号 03-5793-9170

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経費の削減並びに経営効率の向上を図るため、第 3 条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都渋谷区から東京都品川区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成 21 年 7 月 13 日に効力を発生することとし、その旨の附則を設けるものであります。
- (2) 将来の機動的な資本政策遂行のため、現行定款第 6 条の発行可能株式総数を 300,000 株に変更するものであります。
- (3) 平成 21 年 1 月 5 日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下、「決済合理化法」といいます。）附則第 6 条第 1 項により、当社は同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。このため、現行定款第 7 条（株券の発行）を削除するものであります。また、株券喪失登録簿は決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、決済合理化法の施行、条文の新設及び削除等に伴い、規定の整備、条数の変更を行うとともに、字句の一部修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更案の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 24 日

以 上

[別紙]

変更案の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第2条 (条文省略) (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>第4条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>200,000</u>株とする。 (株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。 (株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する取扱い並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条 (条文省略) (基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第34条 (条文省略) (剰余金の配当)</p> <p>第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第36条～第37条 (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>第1条～第2条 (現行どおり) (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>第4条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>300,000</u>株とする。 (削 除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第8条 (現行どおり) (基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第10条～第33条 (現行どおり) (剰余金の配当)</p> <p>第34条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 第3条(本店の所在地)は、平成21年7月13日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則本条は本店の所在地変更の効力発生日経過後これを削除する。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第3条 本附則前条及び本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>